〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湖南市産業振興及び女性	R1. 6	工場、研究施設、事務所その他これら	企業立地促進奨励金
活躍推進等に係る奨励措		に類する施設の新設、増設、立替	(1)投下固定資産税額により算出され
置に関する条例		(1)投下固定資産額 5億以上	た固定資産税額の2分の1
			3年間
		(2)(1)に加え、トイレ等の設備を女性	(2) 投下固定資産税額により算出され
		用、男性用同数量、同水準を同時期	た固定資産税額の4分の1
		に設置	(1)に加え、1年間
		(3)(1)に加え、」事業所内保育事業又は	(3) 投下固定資産税額により算出され
		企業主導型保育事業の用に供する施設	た固定資産税額の4分の1
		を同時期に設置	(1)に加え、1年間